

■ 令和3年度うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針（案）について寄せられたご意見（令和3年10月4日現在）

高知県水産振興部漁業管理課

区分	意見等の概要	漁業管理課の考え方
パブリックコメント (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県のシラスウナギの浜値は全国相場に比べてかなり安いと思う。</li> <li>・その原因は養鰻場の経営者が会長である一般社団法人シラスウナギ流通センター（以下、流通センター）が独占で取り扱っているからだと思う。</li> <li>・令和5年度から知事許可漁業化するうなぎ稚魚漁業は、採捕数量の上限を全国レベルに増やして欲しい。</li> </ul>	<p>【高知県のシラスウナギの相場について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜値については、流通センターが養鰻事業者へ供給する単価を参考に、指定集荷人が各地で決定しています。</li> <li>・養鰻事業者への供給単価は、養鰻生産者協議会を開催し、そこで示された最高入札価格を採用しています。</li> <li>・令和2年度の高知県の供給単価は漁期を通して、60万円/kgとなっており、同じように統一の単価を持っている宮崎県の単価は60万円/kg、静岡県は62万円/kgであったことから、高知県が突出して安値という状況ではございませんでした。</li> </ul>
パブリックコメント (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ採捕期間中に採捕の禁止期間を設ける去年のルールは、密漁者の見分けが付きやすく、また、採捕日数は変えずに採捕期間が延びて多くの人が満足し好評であったのに、なぜ変更したのか。</li> <li>・誰がいつ、どこで採捕期間を決めているのか公表して欲しい。</li> <li>・うなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕取扱方針やうなぎ稚魚受給要領について、過去のものも含めて全て公開して欲しい。</li> <li>・知事許可漁業に移行後の採捕許可について、不明な点が多い。</li> <li>・流通については、採捕者から搾取する現行の指定集荷人制度を継続するべきではない。</li> </ul>	<p>【採捕期間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採捕期間の案はシラスウナギの採捕関係者、養鰻事業者、内水面関係者の意見等を参考に県で決定しています。</li> </ul> <p>【過去の資料の公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の取扱方針や受給要領の閲覧については、漁業管理課にご相談ください。ご希望の閲覧方法をお知らせいただければ、調整させていただきます。</li> </ul> <p>【知事許可漁業移行後の制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、関係者や有識者等の意見を聞きながら、当県にとって最適な制度設計をしているところであり、方向性が定まった時点でお示しさせていただきます。</li> </ul>

<p>パブリック コメント (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知県漁業協同組合連合会は令和3年7月、流通センターから脱退している。</li><li>・こうした状況で流通センターにシラスウナギを一元集荷させることは海面漁業者に大きな不利益が生じるのでは無いかと懸念する。</li></ul>	<p>【流通センターの一元集荷について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高知県のうなぎ稚魚（しらすうなぎ）特別採捕許可は、県内の養鰻事業者への養殖用種苗を供給する目的で許可をしています。</li><li>・流通センターはこの許可の目的を達成するための組織として、平成8年度に設立され、シラスウナギの許可名義人や指定集荷人からの集荷と、養鰻事業者への適正な供給に取り組んできました。</li><li>・今年度の特別採捕許可についても、許可の目的に変更は無く、引き続き流通センターの役割は必要であると考えております。</li><li>・しかしながら、流通センターの業務の性質上、様々な立場の関係者から構成される形が望ましく、流通センターも海面漁業者の復帰を望んでいることから、県も海面漁業者の復帰に向けた調整を行って参りたいと考えております。</li></ul>
-------------------------------	---	---